

令和3年4月1日

医療未収金等債権回収業務委託について

長野赤十字病院では、一定期間を経過してもお支払いのない医療未収金等の債権について、回収業務を下記のとおり弁護士事務所に委託しました。

委託した債権については、弁護士事務所が窓口となり、お支払いに関する連絡、相談及び集金等の業務を行いますので、ご承知おきいただくとともにご理解とご協力をお願いします。

記

1. 委託先

平成25年9月4日～令和3年3月31日

名称：弁護士法人 鈴木康之法律事務所

住所：東京都千代田区麴町 4-7-2 Daiwa 麴町4丁目ビル3階

URL：<http://www.suzukiyasuyuki-lawoffice.com/>

令和3年4月1日～

名称：弁護士法人 紀尾井町東法律事務所

住所：東京都千代田区麴町 3-7 半蔵門村山ビル3階

URL：<http://www.kioichohigashi-law.jp/>

2. 対象者

長野赤十字病院の診療費等の滞納者(債権者)及び連帯保証人等

3. 委託内容

- (1) 債務者等に対する文書及び電話による催告
- (2) 支払い方法等の相談業務
- (3) 当該債権の調査、管理、回収業務
- (4) 当該債権の弁済金の受領
- (5) 当該債権に係る訴訟、仮押・仮処分、民事執行手続き等の法的回収
- (6) その他(1)～(5)の業務に付随する業務